

令和8年度 群馬県立自然史博物館「博物館実習」受入要項

1 趣 旨 この要項は、博物館法施行規則第1条の規定に基づき、群馬県立自然史博物館（以下「博物館」という）において実施する博物館実習について必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間 原則として8月1日～8月10日（実日数9日間）で実施する。ただし、期間中の8月6日は実習を行わない日とする。

3 定 員 10名程度とする

4 内 容 講義、学芸業務（資料整理、調査研究、展示）、教育普及等
※資料整理、調査研究、展示実習では、生物を取り扱うことがある。

5 受付の条件

- (1) 大学（大学院を含む）において、博物館法施行規則第1条の規定に基づく科目の単位を履修済みまたは履修中（当該年度内履修予定も含む）の者。
- (2) 本館が定める全期間において、実習可能な者。
- (3) 受講資格については所属の学科等は問わないが、希望者が多数の場合は、群馬県出身または群馬県内の大学に在籍する者、本館の専門性と一致する者、単位を履修済みの者、上位学年の者を優先する。

6 実習の申請

- (1) 実習を希望する者は、博物館の担当者に実習を希望する旨と必要事項を電話で連絡し、必ず仮予約をすること。仮予約の期間は実習を行う年の1月～3月末日の間とする。
- (2) 申請者は、学長または学部長とし、学生個人からの申請は受け付けない。
- (3) 申請者は、本館で博物館実習を希望する学生をとりまとめ、博物館実習申請書（様式1）に本人の履歴書（様式2）を添えて、群馬県立自然史博物館長に提出する。
- (4) 申請の受付は実施年度の4月1日から開始し、4月末日を締め切りとする。（郵送の場合は当日必着とする）

7 受入の諾否 博物館は、大学からの申し込みがあった実習希望者について審査し、諾否についての結果を大学あてに5月中に通知する。

8 その他

- (1) 実習中の事故等については基本的に実習生の責任とする。
- (2) 実習中の博物館資料ならびに施設の破損については基本的に実習生及び大学の責任とする。
- (3) 実習費用等については一切受領しない。
- (4) 学生が行う仮受付ではなく、大学からの申請書類をもって正式受付とする。また、仮受付した学生が実習を辞退する場合は、速やかにその旨を連絡すること。

9 申し込み・問い合わせ先

〒370-2345 群馬県富岡市上黒岩1674-1

群馬県立自然史博物館 博物館実習担当（学芸次長）

電話：0274-60-1200 FAX：0274-60-1250

メールアドレス：gakugei@gmnh.pref.gunma.jp